

第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」および第18回全国障害者スポーツ大会
「福井しあわせ元気大会」における『報道員に準じる者としての取扱申請』について

【本通知は、下記1(1)に該当しない報道機関等を対象としています。】
(第1回報道員来会調査に回答された報道機関等は申請不要です。)

国体の取材を行うことができる報道員（下記1参照）は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民体育大会開催基準要項において、その範囲が限定されており、この要項の基準を満たす報道関係者のみを報道員として取り扱うこととしております。

このうち、「日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者」について、「報道員に準じる者」と称し、その範囲について下記2のとおりとし、取材を希望する場合は申請が必要となります。

つきましては、下記2(4)アにより「報道員に準じる者」としての取扱いを希望する場合は、別紙申請書により当実行委員会に申請くださるようお願いいたします。

なお、福井しあわせ元気大会においても同様の取扱いとしています。

記

1 両大会の取材を行うことができる報道員

国民体育大会開催基準要項第38項で定める次の者に限る。

- (1) 日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員〔第1回報道員来会調査実施済み〕
- (2) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者（「報道員に準じる者」）

2 「報道員に準じる者」(上記1(2))に該当する者

- (1) 主催者およびこれに準じる者
- (2) 国民体育大会後催関係者
- (3) カメラサービス等、報道の円滑な業務に資する者
- (4) 上記(1)～(3)を除く次の者で、新聞、雑誌、放送等の一般向けの広報媒体（社内報等を除く。）を有し、今国体取材の上、記事掲載等の計画がある者
 - ア 県実行委員会に対して申請があり、県実行委員会が認めた者
 - イ 県内市町から県実行委員会に対して推薦され、県実行委員会が認めた者

3 申請方法

別紙「報道員に準じる者としての取扱申請書」に記載のうえ、平成30年6月29日（金）までに当実行委員会に提出してください。

4 その他

- (1) 申請のあった報道機関等へは、おって取材の可否について通知します。
- (2) 取材を認められた者は、別途報道員来会調査への回答が必要となります。
- (3) 各競技会取材可否の最終判断は、各競技会実施団体（市町等）となります。
- (4) 申請内容に虚偽があった場合や、大会運営に支障を及ぼすような取材を行った場合は、取材禁止を含めた制限を行うことがあります。
- (5) 開・閉会式会場における限定取材は、当実行委員会が認めた者のみとなります。
- (6) 宿泊施設および弁当の斡旋はしかねますので、それぞれ希望される場合は各自で手配してください。